



鯉ヶ沢町商工会報

～ 商工会は行きます 聞きます 提案します ～

発行 鯉ヶ沢町商工会
 〒038-2754 鯉ヶ沢町大字米町25-1
 TEL 72-2376・FAX 72-6653
 E-mail : ajis2376@rose.ocn.ne.jp
 ホームページ
<http://www.ajigasawa.biz/>
 会員数 366名 (12月31日現在)

平成二十五年 年頭のご挨拶

鯉ヶ沢町商工会長 網野榮一郎



新年あけましておめでとうございます。おめでとうござい
 ます。 会員の皆様にお
 かれましては、お
 健やかに新しい年
 をお迎えのことと心よりお喜び申し上げ
 ます。

商工会青年部長 東條一彦



新年あけましておめでとうござい
 ます。 平成25年を迎え
 ては、ますますご
 健勝のこととお慶び申し上げます。

新しい政権が発足して、新年を迎える
 こととなりました。連日マスコミを賑わ
 している領土問題、北朝鮮のミサイル発
 射あるいは石油、ガス等の燃料高騰など、
 日本が経済立国としての心柱となる国際
 問題が山積している昨今であります。

一方、国内に目を向けますと、国民が
 新政権に期待している東日本大震災の復
 興、復旧は勿論のこと消費税の行方、原
 子力政策、デフレ脱却と課題を抱えた最
 も重要な年だと思えます。

商工会が結成されたのは50年前ですが、
 そのときは、地元の商店街も活力があり
 ました。ところが最近になって外部資本
 が入ってきたり、後継者の問題が出てき
 たりと商工会地域の経済環境は一段と厳
 しさを増しています。しかし、こういう
 時代だからこそ商工会の役割は重要だと
 思っています。当商工会は全国一六九四
 商工会の統一テーマである「商工会は行
 きます 聞きます 提案します」という
 会員満足度の向上をモットーに行動して
 おります。

商工会と会員の関係は医者と患者の関
 係に似ていると思います。何かしらの指
 導を受けても、身勝手なことをしていれ
 ば、病気になるてしまいます。商売も同
 じで、商工会と事業主が双方一体となっ
 て頑張ることが、努力することが大事だ
 と思います。その中で我々商人の原点は、
 お客様との対面販売です。その精神を忘
 れてはならないと思えます。

私共会員も大きな流れの中にあつて、
 今年こそ景気の回復の兆しが見える年
 になるように、食材に例えらるとおせち料理
 の一品である連根のように先が見える、
 明るい未来が開けることを期待しており
 ます。

最後に、皆様のご健勝とご繁栄を心よ
 りお祈りし、新年のご挨拶と致します。

りがとうございます。
 昨年、青森県商工会青年部連合会・
 女性部連合会組織化四十五周年という節
 目の一年を迎えることができ、東北新幹
 線全線開通を機に県内女性部で「気づき
 り隊」を結成しおもしろい活動を展開し
 て参りました。当女性部でもピンクの
 ジャンパーと気づき隊のほり隊を揃え、
 R 鯉ヶ沢駅や海の駅での歓迎イベントに
 参加致しました。事業の一つで毎年行っ



商工会女性部長 杉澤むつ子

新年明けまして
 おめでとうござい
 ます。 日頃女性部活動
 にご支援、ご協力
 いただきましてあ

つきましては、今年さらさら青年部員
 の結束を高め、お互いに啓発しあいな
 がら共に力強く前進していくつもりです
 でどうぞ宜しくお願い致します。

結びに、新しい年が皆様にとって、良
 き年になりますよう心から祈念いたしま
 して、新年のご挨拶とさせていただきます。

会長	網野 榮一郎	淀 町
副会長	清野 一彦	漁師 町
副会長	太田 正光	釣 町
理事	滝 英一	本 町
理事	斎藤 行治	富根 町
理事	板井 良一	舞戸 町
理事	工藤 清三	漁師 町
理事	番場 宗雄	舞戸 町
理事	本間 宏幸	本 町
理事	一戸 勝範	舞戸 町
理事	花田 恭一	七ツ石 町
理事	山川 育男	長平 町
理事	葛西 功樹	舞戸 町
理事	成田 好樹	舞戸 町
理事	千田 功	舞戸 町
理事	野呂 貞一	舞戸 町
理事	安田 諭	舞戸 町
理事	東條 一彦	青年部
理事	杉澤 むつ子	女性部
監事	増田 晶夫	舞戸 町
監事	安田 正美	日照田 町

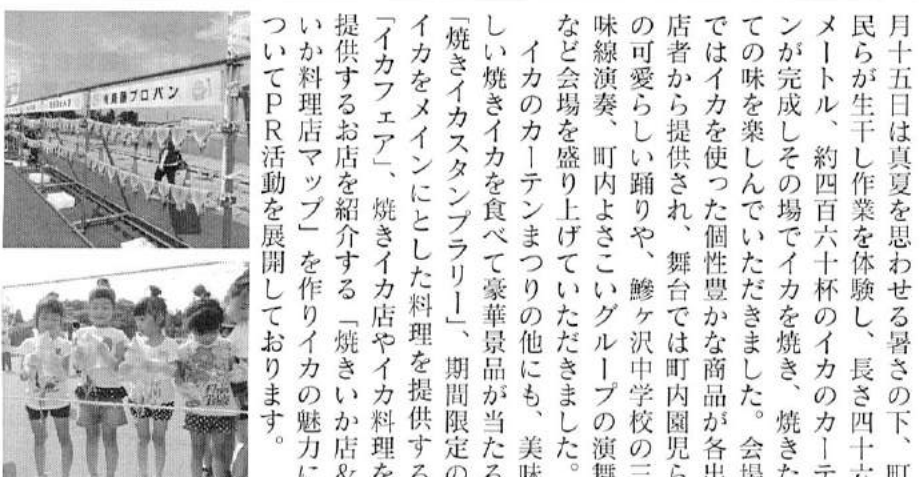
商工会 新年親睦会開催



一月十一日、商工会員の一年の商売繁
 盛と会員同志の親睦を図るため新年親睦
 会を開催いたしました。会員三十五名が
 参加し、日頃お付き合いの少ない会員同
 志の情報交換の場となり参加者の親睦が
 深まりました。来年の開催には多くの会
 員がご参加いただけると幸いです。

鯉ヶ沢イカの カートンまつり開催

商工会では今年度、鯉ヶ沢名物「焼き
 イカ」を活用して観光振興と地域の活性
 化を図る目的で、むらおこし総合活性化
 事業を実施しております。その事業の一
 つとして、めざせ日本一！鯉ヶ沢イカの
 カートンまつりを開催いたしました。九
 月十五日は真夏を思わせる暑さの下、町
 民らが生干し作業を体験し、長さ四十六
 メートル、約四百六十杯のイカのカーテ
 ンが完成しその場でイカを焼き、焼きた
 ての味を楽しんでいただきました。会場
 ではイカを使った個性豊かな商品が各出
 店者から提供され、舞台では町内園児ら
 の可愛らしい踊りや、鯉ヶ沢中学校の三
 味線演奏、町内よさこいグループの演舞
 など会場を盛り上げていただきました。



経営セミナー開催



十月十六日、日本フードプロテューズ
 協会理事長の杉山春樹氏を講師に招き、
 「七転び八起き」の成功術、転ばぬ先の杖
 「二十の法則」をテーマに経営セミナー
 を開催しました。

講師自らの百回失敗し五十億円を失っ
 た経験や数々の失敗はあったが、そこで
 諦めるのではなく成功はその先にあると
 失敗が最後ではなく次に進むステップで
 もあると説いた。立ち直るための「二十
 の法則」や「新規事業のヒント」など前
 向きに進んでいくきっかけになることが
 できました。

手描きPOP 講習会開催



十一月十五日、彩工房代表の桜井幸子
 氏を講師に招き、「毛筆とマーカーで学
 ぶ手描きPOP講習会」を開催しました。
 毛筆とマーカーによる手描きPOPで筆の
 日本らしさ、やさしさ、あたたかさを表
 現し更に筆字の特徴とマーカーの相乗効
 果で「お客様の心に伝わる」「思わず買
 いたくなる」販促POP作成の基礎を習
 得することができました。

【新会員紹介】

- 鯉ヶ沢いか工房 三ツ谷 栄子 (小売業・舞戸町)
- (併) フォト・テン デイサービスセンター健康倶楽部 齋藤 てつ (サービス業・舞戸町)

平成26年1月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

▶事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されます。

※現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

平成26年1月からの記帳・帳簿等保存制度

- ◎対象となる方 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。
※所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。
- ◎記帳する内容 売上などの収入金額、仕入やその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。
記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。
- ◎帳簿等の保存 収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

【帳票書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

日本政策金融公庫

◆マル経融資（経営改善貸付）

商工会等の経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。

資金のお使いみち	運転資金	設備資金
ご融資額	1,500万円以内	
ご返済期間	7年以内	10年以内
（うち据置期間）	（1年以内）	（2年以内）
利率	1.75%	
その他	・保証人・担保は不要です。 ・ご利用にあたっては商工会長の推薦が必要です。	

※推薦を受けるには、次の条件をすべて満たしていることが必要です。

- ①常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合5人以下）であること。
- ②原則として6ヶ月以上、商工会等の経営指導を受けていること。
- ③最近1年以上、同一商工会等の地区内で事業を営んでいること。
- ④所得税、法人税、事業税又は都道府県民税や市町村民税（均等割を含みます）をすべて完納していること。
- ⑤商工業者であり、かつ対象業種であること。

- ◆普通貸付 基準利率 年率 2.05% ※使いみち、返済期間によって異なります。
- ◆国の教育ローン 基準利率 年率 2.45%（平成25年1月17日現在）

設備資金貸付利率特例制度のご案内

日本政策金融公庫 国民生活事業では、東日本大震災や急激な円高により景気が悪化している経済状況の下、設備投資の促進を図るため、設備資金の当初2年間、またはご返済までの利率を0.5%（年利）引き下げる「設備資金貸付利率特例制度」をお取り扱いしています。

営利ではなく、相互の助け合いを目的に。

- 総合火災共済** 災害から財産をお守りします
- 自動車総合共済** 自動車事故からあなたを守る
- 自動車事故費用共済** 交通事故で加害者が要する諸費用のために
- 傷害総合保障プラン** 経営者・従業員の福利厚生のために
- 医療総合保障共済** 健康と安心のサポート

青森県火災共済協同組合 本部 青森市新町2丁目8-26 ☎017-777-8111
 弘前事務所 弘前市上野町18-1 ☎0172-32-7436
 弘前商工会議所4階

青森県中小企業共済協同組合 八戸事務所 八戸市堀端町2-3 ☎0178-24-2243
 八戸商工会館5階

事業主の皆さまへ 平成26年度から 個人住民税の特別徴収は

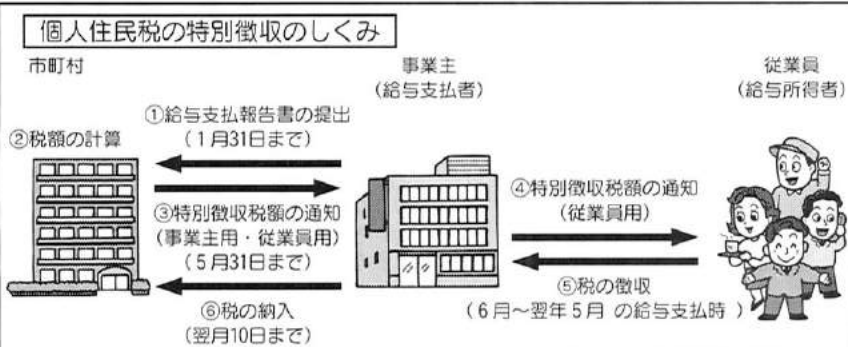
一斉指定へ!

所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、地方税法第321条の4の規定により、個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

西北地域県民局県税部と西北地域2市5町では、平成26年度から一斉に「特別徴収」を行っていただくための準備を進めています。ご理解とご協力をお願いいたします。

個人住民税の特別徴収とは

特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業主（給与支払者）が従業員（給与所得者）へ毎月支払う給与から個人住民税を徴収（天引き）し、従業員に代わって納入していただく制度です。



特別徴収は従業員にとって便利な制度です

- 個人住民税の特別徴収は、従業員が自分で納付する普通徴収に比べ、
- 従業員が個々に納付する手間が省ける
- 納め忘れがない
- 1回当たりの納付額の負担が少ない（原則年4回→年12回）など、従業員にとって大変便利な制度となっております。

あなたの企業経営を 専門家が応援します!! エキスパートバンク

費用は原則 無料です

エキスパートバンクとは小規模事業者の経営における幅広い悩みを解決するため、専門技術を有する専門家（エキスパート）を派遣し、具体的、実践的な事項に関して適切な指導助言を行うものです。

まずは最寄りの 商工会へ ご相談下さい!

青森県商工会連合会 〒030-0801 青森市新町2-8-26（県火災共済会館内5F）
TEL 017-734-3394 <http://www.aamorishokoren.or.jp/>

小規模企業共済制度

制度の紹介

共済金は税法上「退職所得扱い」または「公的年金等の雑所得扱い」となります。

事業資金等の貸付制度が利用できます。（担保・保証人は不要）地震、台風、火災等の災害等にも貸付を受けられます。

廃業時・退職時に、共済金を受け取れます。受取方法は一括・分割・併用のいずれかを選べます。

掛金は毎月1,000円～70,000円の範囲内で自由に選べ、全額所得控除となります。

平成23年1月からは
個人事業主の「共同経営者」も加入できるようになりました！
（個人事業主1人につき2人まで）

共同経営者の加入イメージ
事業主 共同経営者 事業主 共同経営者



小規模企業共済制度は、個人事業をやめられたとき、会社等の役員を退職したとき、個人事業の廃業などにより共同経営者を退任したときなどの生活資金等をあらかじめ積み立てておくための共済制度です。

小規模企業共済法に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。

どんなことでもご相談下さい。
お電話頂ければ職員が伺います。
まずは商工会まで
☎72-2376

